

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の違反に係る措置要綱

1 川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（以下「規程」という。）第7条に違反する場合

第7条	規程の内容	引用される条項の内容	指導方法等	処分内容
第1号	第4条各号(指定の基準)に適合しなくなったとき	(1)事業所ごとに第10条第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること	「休止届」又は「廃止届」を提出するように指導する(文書で期日を定めて警告)。この指導に従わない場合は、指定を取消す。	指定取消し
		(2)次に掲げる機械器具を有する者であること ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具 イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具 ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具 エ 水圧テストポンプ	厚生労働省令で定める機械器具を有しないことが判明したときは、指定業者に対して欠けている機械器具を備え付けるように指導する(文書で期日を定めて警告)。この指導に従わない場合は、指定を取消す。	指定取消し
		(3)次のいずれにも該当しない者であること ア 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	指定業者が個人の場合は「廃止届」を提出するように指導する。法人の場合は欠格条項に該当した役員を他の者に変更した場合は適用しない。	指定取消し
		イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	指定業者が個人の場合は「廃止届」を提出するように指導する。法人の場合は欠格条項に該当した役員を他の者に変更した場合は適用しない。	指定取消し
		ウ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者	一律に指定を取消す。	指定取消し
		エ 第7条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者	一律に指定を取消す。	指定取消し
		オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めに足る相当の理由がある者	様々なケースがあり得るが、違反行為の程度によって文書注意又は指定停止を決定する。再犯の場合(2年程度)や悪質と判断できるときは欠格要件に該当するとみなし、指定を取消す(文書で期日を定め警告)。 ①無断通水、メーターの不正使用等をしたとき ②道路掘削許可、道路使用許可を受けずに工事を施行したとき ③施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき ④施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき ⑤文書注意に従わないとき ⑥文書警告に従わないとき ⑦その他の違反行為	①指定取消し又は指定停止6月以下 ②指定停止6月以下 ③指定停止3月以下 ④指定停止6月以下 ⑤文書警告 ⑥指定停止3月以下 ⑦指定停止6月以下
カ 法人であって、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者があるもの				
第2号	第6条(変更等の届出)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき	指定給水装置工事事業者は、次に掲げる事項に変更のあったとき、又は給水装置工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、その旨を上下水道事業管理者に届け出なければならない。 (1)事業所の名称及び所在地 (2)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (3)法人にあっては、役員の氏名 (4)主任技術者の氏名又は免状の交付番号	各種届出(変更届、廃止届、休止届、再開届)を速やかに提出するように指導する(文書で期日を定め警告)。この指導に従わない場合、又は虚偽の届出を行った場合は指定を取消す。	指定取消し
		2 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、当該変更のあった日から30日以内に省令様式第10による届出書に次に掲げる書類を添えて、上下水道事業管理者に提出しなければならない。 (1)前項第2号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し		
		(2)前項第3号に掲げる事項の変更の場合には、省令様式第2による第4条第3号アからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類及び登記事項証明書		
第3号	第10条各号(主任技術者の選任等)の規定に違反したとき	指定給水装置工事事業者は、事業所ごとに、第11条第1項各号に掲げる職務をさせるため、第3条第1項の指定を受けた日から2週間以内に免状の交付を受けている者のうちから、主任技術者を選任しなければならない。	選任届、解任届を速やかに提出するように指導する(文書で期日を定めて警告)。この指導に従わない場合は、指定を取消す。	指定取消し
		2 指定給水装置工事事業者は、その選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から2週間以内に新たに主任技術者を選任しなければならない。		
		3 指定給水装置工事事業者は、前2項の選任を行うに当たっては、一の事業所の主任技術者が、同時に他の事業所の主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の主任技術者が当該2以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りでない。	兼任を解くように指導し、解任届を提出させる(文書による注意)。	指定停止3月以下
		4 指定給水装置工事事業者は、主任技術者を選任し、又は解任したときは、省令様式第3による届出書により、遅滞なく、その旨を上下水道事業管理者に届け出なければならない。	選任届、解任届を速やかに提出するように指導する(文書で期日を定めて警告)。この指導に従わない場合は、指定を取消す。	指定取消し
第4号	第12条(事業の運営に関する基準)に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な給水装置工事の事業の運営をすることができないと認められるとき	指定給水装置工事事業者は、次に掲げる給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。 (1)給水装置工事(条例第4条第1項ただし書に規定する給水装置の軽微な変更を除く。)ごとに、第10条の規定により選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して第11条第1項各号に掲げる職務を行う者を指名すること	工事申込みの際の設計書に主任技術者を記入する欄が空白の場合は記入させる。	
		(2)配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること	技能を有する者は、公的な資格、民間の資格あるいはこれらに類するものにより判断することが可能であるが、資格を有していない場合であっても実際に技能を有しているか否かにより最終判断すべきである(文書による注意)。	指定停止1月以下
		(3)前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ上下水道事業管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること	具体的には、設計施行指針等に従わない場合が該当する。工法等に適合させるように工事のやり直しを指示し、改善後に違反行為の程度によって文書注意又は指定停止を決定する。この指導に従わない場合は、指定を取消す。	指定停止6月以下
		(4)主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること		文書注意
		(5)次に掲げる行為を行わないこと ア 政令第6条に規定する基準に適合しない給水装置を設置すること	基準に適合するように工事のやり直しを指示し、改善後に違反行為の程度によって文書注意又は指定停止を決定する。	指定停止6月以下

		イ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること	適正な機械器具を備え付け使用するように指導し、改善後に違反行為の程度によって文書注意又は指定停止を決定する。この指導に従わない場合は、指定を取消す。	指定停止3月以下
		(6) 施行した給水装置工事(条例第4条第1項ただし書に規定する給水装置の軽微な変更を除く。)ごとに、第1号の規定により指名した主任技術者に次に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること ア 申込者の氏名又は名称 イ 工事場所 ウ 完成年月日 エ 主任技術者の氏名 オ 完成図 カ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項 キ 第11条第1項第3号の確認の方法及びその結果	記録の作成、保存を指導する(文書による注意)。この指導に従わない場合は、指定を取消す。	指定停止3月以下
第5号	第18条(主任技術者の立会い)の規定による上下水道事業管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき	上下水道事業管理者は、法第17条第1項の規定による給水装置の検査を行うときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定給水装置工事事業者に対し、当該給水装置工事を施行した事業所に係る主任技術者を検査に立ち合わせることを求めることができる。	当該業者から事情を聴取して指導する(文書による注意)。この指導に従わない場合は、指定を取消す。	指定停止3月以下
第6号	第19条(報告又は資料の提出)の規定による上下水道事業管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき	上下水道事業管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、当該指定給水装置工事事業者が施行した給水装置工事に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。		
第7号	その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき		水道施設を破損した場合は、現状復旧を指示し、文書で注意する(悪質な場合は即取消し)。この指導に従わない場合は、指定を取消す。また、水道法違反の事実が明白であり、かつ重大であるときは、指定を取消す。	指定停止6月以下
第8号	不正の手段により第3条第1項の指定を受けたとき		事実が判明したら、速やかに取消しを行う。	指定取消し

2 規程第7条以外の規定に違反する場合

規程	規定の内容	規程の内容	指導方法等	処分内容
第13条	(主任技術者の指名の届出)	指定給水装置工事事業者は、第12条第1号の規定により主任技術者を指名したときは、条例第5条第1項に規定する給水装置工事の申込みの際に、当該工事に係る主任技術者の氏名及び免状の交付番号を上下水道事業管理者に届け出なければならない。	工事申込みの際の設計書に主任技術者を記入する欄が空白の場合は記入させる。	工事申込を受理しない。
		2 指定給水装置工事事業者は、前項の規定により届け出た事項に変更が生じたときは、速やかに、その旨を上下水道事業管理者に届け出なければならない。	選任届、解任届を速やかに提出するように指導する(文書で期日を定めて警告)。この指導に従わない場合は、指定を取消す。	指定取消し
第14条	(設計審査)	指定給水装置工事事業者は、条例第5条第2項に規定する設計審査を受けようとするときは、条例第5条第1項に規定する給水装置工事の申込みの際に、当該工事に係る設計関係図書を上下水道事業管理者に提出しなければならない。		工事申込を受理しない。
第15条	(工程表の提出)	指定給水装置工事事業者は、給水装置工事(条例第4条第1項に規定する給水装置の修繕工事を除く。)を施行しようとするときは、工事着手日の前日までに工程表を上下水道事業管理者に提出し、必要な指示を受けなければならない。		工程表を出さずに工事に着手した場合は、第12条第3号違反として措置する。
第16条	(分岐工事等の確認)	指定給水装置工事事業者は、配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から当該取付口に最も近い宅地内の止水栓又は仕切弁までの工事(条例第4条第1項に規定する給水装置の修繕工事を除く。)を施行するときは、上下水道事業管理者の確認を受けなければならない。		確認を受けずに分岐工事等を行った場合は、第12条第3号違反として措置する。
		2 指定給水装置工事事業者は、前項の確認を受けようとするときは、あらかじめ、その旨を上下水道事業管理者に申し込まなければならない。		
第17条	(工事検査)	指定給水装置工事事業者は、条例第5条第2項に規定する給水装置工事完成後の検査を受けようとするときは、工事完成後、速やかに、完成図を添えてその旨を上下水道事業管理者に届け出なければならない。		完成図を提出しない場合や完成が不明のため求めた報告がない場合は、第19条違反として措置する。
		2 前項の検査の結果、不完全と認められたときは、指定給水装置工事事業者は、上下水道事業管理者が指定する期間内に手直しをし、再検査を受けなければならない。	具体的には、設計施行指針等に従わない場合が該当する。工法等に適合させるように工事のやり直しを指示し、改善後に違反行為の程度によって文書注意又は指定停止を決定する。この指導に従わない場合は、指定を取消す。	指示どおり手直しをしない場合は、第12条第3号違反として措置する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年11月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。